第６回

船 橋 市 景 観 総 合 審 議 会

議 事 録

日時　　令和７年１月２４日（金）

場所　　本庁舎分室（県合同庁舎内）会議室１

１．開催日時

令和７年１月２４日（金）午後２時０２分から午後２時４９分

２．開催場所

本庁舎分室（県合同庁舎内）会議室１

３．出席者

第１号委員（学識経験者）

宇於﨑　勝也　：日本大学理工学部　教授

佐藤　徹治　　：千葉工業大学創造工学部　教授

加藤　幸枝　　：カラープランニングコーポレーションクリマ　代表取締役

第２号委員（関係行政機関）

古槁　威史　　：千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班長

第３号委員（関係団体）

田端　友康　　：一般社団法人千葉県建築士会

小室　正己　　：千葉県屋外広告美術協同組合　理事長

高宮　幸子　　：船橋商工会議所　女性会　副会長

宇戸谷　友益　：東京電力パワーグリッド株式会社　京葉支社　支社長

第４号委員（市民）

佐藤　由紀　　：市民公募委員

森　　哲哉　　：市民公募委員

建設局　　平塚建設局長

都市計画部　杉原都市計画部長

都市計画課　奥村都市計画課長

鈴木都市計画課長補佐

佐藤都市計画課主査

北野都市計画課係長

青木都市計画課主任技師

山田都市計画課主任技師

牧野都市計画課主事

事務局　　奥村都市計画課長

鈴木都市計画課長補佐
佐藤都市計画課主査
青木都市計画課主任技師
牧野都市計画課主事

４．欠席者
第２号委員（関係行政機関）
小山　　毅　　：船橋警察署　生活安全課長
金子　雄介　　：船橋東警察署　生活安全課長
第４号委員（市民）
熊野　久美枝　：市民公募委員

５．議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
議案第１号　景観重要建造物等の助成制度について【公開】
議案第２号　景観協定について【非公開】
※議案第２号は船橋市情報公開条例第７条第３号に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第２６条第２号に基づき非公開とした。

６．傍聴者数
１人

７．決定事項
議案第１号　景観重要建造物等の助成制度について、
原案のとおり了承された。
議案第２号　景観協定について、
原案のとおり了承された。

８．議事
【開会】
○事務局
本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第６回船橋市景観総合審議会を開催いたします。
まず、本日の資料を確認させていただきます。
（資料の確認）

【定足数の報告】
○事務局
　続きまして、出席委員数等のご報告をいたします。本日は、○○委員、○○委員、○○委員が所用によりご欠席となっております。よって、委員１３名のうち１０名の方にご出席いただいておりますことから、船橋市景観総合審議会条例第６条第２項に定める定足数に達していることをご報告いたします。
　それでは、この後会長の進行でよろしくお願いいたします。

【会議の公開の説明】
○議長
　それでは、私がこれから進行させていただきます。
　前回、たしか１０月７日であったかと思うのですけれども、そのときに宿題をいくつかいただいて、事務局と検討して今日を迎えたということでございますので、今日はそのご報告等をさせていただきたいと思います。
　それから、会議の公開についてご説明させていただきます。
　船橋市情報公開条例第２６条の規定により、船橋市に設置する附属機関の会議は原則として公開とされておりますことから、議題の議案第１号については、同条例に基づき公開となります。議案第２号につきましては、同条例第７号第３号に該当する不開示情報を含むことから、同条例第２６条第２号の規定により、第４回の審議会から引き続き非公開となっております。さらに、会議後は会議録を作成し、非公開の部分を除いて公開いたします。なお、不開示情報が容易に分けられる場合、相当の期間が経過したこと等により不開示情報に該当しなくなった場合など、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第８条第３項各号に該当するときには、非公開の部分についても会議録を公開することとなります。
　また、本日は、事務局で記録のために会議風景の写真と音声の録音をさせていただきますので、ご承知おきいただきたいと思います。
　続きまして、傍聴についてです。事務局、傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。
○事務局
　本日の審議会につきましては、傍聴希望の方は１名いらっしゃいます。
　傍聴の方は、議案第１号に関してはご入室いただき、議案第２号のときに退室していただきます。
○議長
　それでは、議題に入ります前に、傍聴の方１名にご入室していただきましょう。お願いします。
（傍聴人　入室）
○議長

それでは、傍聴の方にご案内申し上げます。発言はできませんので、よろしくお願いいたします。また、写真撮影や録音もご遠慮いただきますようお願いいたします。

【議事録署名人の指名】
○議長
続きまして、事務局が作成した議事録の内容を確認していただく署名人を、委員の中から２名選出させていただきます。本日は、Ａ委員とＢ委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（両委員　了承）

○議長
よろしくお願いします。

【議題】
― 議案第１号 ―
○議長
では、本日の議題は付議が２件です。次第に従いまして、議案第１号「景観重要建造物等の助成制度について」を、担当よりご説明をお願いいたします。
○事務局
議案第１号「景観重要建造物等の助成制度について」を説明いたします。
令和６年１月２３日に行われた第４回船橋市景観総合審議会及び令和６年１０月７日に行われた第５回船橋市景観総合審議会にて報告させていただいた内容及び審議会にていただいたご意見を参考に、景観重要建造物及び景観重要樹木に対する助成制度の案を作成しましたので、これについて本日付議させていただくものでございます。
２ページ目をご覧ください。２ページ目から４ページ目までは、これまでご報告させていただいた内容の振り返りになります。
景観重要建造物等の現状として、１つ目に、修繕が発生した場合修繕費が高額になることがあり、所有者の負担が大きいこと。２つ目に、景観法第４６条には、建造物と樹木の所有者は管理に関して必要な援助を景観行政団体、つまり船橋市に求めることができると規定されていますが、その制度が整備されていない現状があります。このような現状のままですと、重要な景観資源である建造物及び樹木が保全されないといった問題がございます。
こういった現状を踏まえ、船橋市では、調査①として建造物を指定しているほかの景観行政団体はどの程度建造物に対する助成制度を設けているのか調査いたしました。調査結果として、回答があった団体の約４５％が助成制度を設けておりました。
３ページ目をご覧ください。調査②として、助成制度を設けている団体のうち、政令指定都市及び中核市に限定し、助成対象範囲について調査を行いました。調査結果はスライドのとおりとなっております。赤枠で囲った項目は、半数以上の団体が助成対象としている項目

となります。建造物については、内装工事や防火工事を除いて幅広く助成対象としておりました。樹木については、樹木の整形や倒木防止の支柱設置なども助成の対象としておりました。

４ページ目をご覧ください。調査③として、助成率及び助成限度額について調査いたしました。景観重要建造物の助成率は６４％が２分の１、助成限度額は６４％が４０１万円から６００万円という結果でした。景観重要樹木の助成率は７２％が２分の１、助成限度額は４３％が３１万円から６０万円という結果でした。

ここまでが、これまで報告させていただいた内容になります。

５ページ目をご覧ください。第５回の審議会では、文化財に対して補助金を交付する制度があることを報告させていただきました。この補助金の交付に当たっては、船橋市文化財保護事業補助金交付要綱に則っております。今回、景観重要建造物等に対する助成制度の要綱を策定し、助成金を交付していこうと考えております。要綱名は、「船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱」としております。

次に、この要綱の構成についてです。第１条に、この要綱の「目的」、第２条に「定義」、第３条に「助成対象者」、第４条に「助成対象事業」、第５条に「助成対象経費、額及び限度額等」、第６条から第２１条は交付申請の手続等、最後に、助成対象経費、額及び限度額がまとめられた「別表」で構成されております。

なお、第６条から第２１条は、手続等に関する条文であり、船橋市補助金等の交付に関する規則等を踏まえ市で作成するため、本審議会では省略させていただきます。

次のスライドより、第１条から第５条及び別表について説明いたします。

６ページ目をご覧ください。第１条の「目的」は、この要綱を定める目的を規定しており、スライドのとおりとなっております。さきにもお伝えしたとおり、景観法第４６条では、所有者は景観重要建造物または景観重要樹木の管理に関し、必要な助言または援助を求めることができると規定されており、この要綱は、所有者より援助の求めがあった場合に対応するための制度となっております。また、要綱では、建造物及び樹木の維持、保全及び継承を図ることを目的に、所有者等が実施する修繕等に対し助成することとしております。

７ページ目をご覧ください。第２条は、「定義」になります。言葉の定義を規定しており、スライドのとおりとなっております。第３号の「景観重要建造物等」とは、景観法に規定された景観重要建造物と景観重要樹木を指す言葉でございます。

８ページ目をご覧ください。第３条は、「助成対象者」になります。助成金の交付対象となる者を規定しており、スライドのとおりとなっております。第２号の「景観重要建造物等の所有者の承諾を得て助成対象事業を行う者」とは、建造物等の管理を実際に行っている者などを想定しております。

９ページ目をご覧ください。第４条は、「助成対象事業」になります。助成金の交付対象となる事業を規定しており、スライドのとおりとなっております。助成対象事業については、スライドの３ページに説明しました団体への調査結果を基に助成対象となる事業を規定し

ております。第１号から第４号までは、建造物に対する助成対象事業を規定しております。第１号に外観の修繕等を、第２号に建造物の構造上の修繕等を、第３号に建造物に付帯する各種設備等の修繕等の事業を対象とし、第４号には１号から３号で発生する設計や調査等を対象としております。

１０ページ目をご覧ください。第４条の第５号及び第６号は、樹木に対する助成対象事業を規定しております。第５号にせん定や枝の処理の事業を、第６号に倒木や病害虫対策の事業を対象としております。

１１ページ目をご覧ください。第５条は、「助成対象経費、額及び限度額等」になります。第１項では、助成対象経費、額、限度額を別表で定めております。第２項は、助成金の交付の回数を定めております。第３項は、第４回審議会でいただいた意見を基に、額及び限度額の例外規定を設けており、災害等の特別な理由がある場合であって、市長が特に必要と認めるときは助成金の額及び限度額について上限を設けないこととしております。

１２ページ目をご覧ください。第５条第１項の「別表」になります。区分、助成対象事業、助成対象経費、助成金の額、限度額を表にまとめております。助成対象経費、助成金の額、限度額については、団体の調査結果を基に規定しております。建造物に対する助成金の額は、助成対象経費の２分の１に相当する額とし、限度額は５００万円としました。また、樹木に対する助成金の額は、助成対象経費の２分の１に相当する額とし、限度額は５０万円としました。

以上が要綱の説明となります。

１３ページ目をご覧ください。審議会でいただいた意見になります。意見①は、「能登半島地震を参考に、指定を受けていないが、景観的に優れている建造物等をリスト化しておいて、災害等の際は支援ができる制度を検討してもよいのではないか」というものでした。意見②は、意見①を検討する際には、「船橋市景観８０選」を参考とすればよいのではないかというものでした。

能登半島地震に伴う災害時の支援については、調べたところ、文化庁と独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターが連携して、令和６年能登半島地震被災建造物復旧支援事業を行っており、この事業では、文化財の指定等を受けていない建造物も技術支援等の対象となっておりました。

しかしながら、現在、市で指定している建造物及び樹木に対しての助成制度がないことから、まずは指定されている建造物に対して助成する制度を整備したいと考えております。また、指定を受けていない建造物等に対する助成については、助成対象とするかしないかの定量的に判断できる要素が少ないため、「船橋市景観８０選」に選ばれた景観資源の中から、指定の可能性があるものについて指定の働きかけをしていきたいと考えております。

１４ページ目をご覧ください。「船橋市景観８０選」の中から、指定が検討される建造物及び樹木の整理を行いましたので説明します。「船橋市景観８０選」ですが、これは平成２９年度に船橋市の市制施行８０周年の記念事業として「船橋市景観８０選」を選定いたしま

した。市民から応募いただき、市を代表する観光地や隠れた名所など、魅力のあるところが選ばれました。最終的な選定は景観総合審議会にて決定しております。

１５ページ目をご覧ください。景観８０選に選ばれた指定の候補を整理しました。オレンジの点線で囲われているところが景観重要建造物として指定が検討される景観資源、緑色の点線で囲まれているところが景観重要樹木として指定が検討される景観資源となります。景観重要建造物及び景観重要樹木に指定しますと、原則、外観の変更が容易にできなくなることから、指定が検討される景観資源の中から精査を行い、指定に向けて働きかけていきたいと考えております。

１６ページ目をご覧ください。最後に今後のスケジュールについてです。本審議会にて了承いただけましたら、令和７年４月１日の施行に向け進めていきたいと考えております。

以上が、景観重要建造物等の助成制度についての説明になります。

○議長

ありがとうございます。議案第１号についてご説明がありました。ちょっと足早にご説明いただいたかなと思いますけれども、これに関してご意見、ご質問はございますでしょうか。Ｃ委員、お願いします。

○Ｃ委員

ご説明ありがとうございます。交付要綱については特に意見はないのですが、１５枚目で整理されました指定候補についてお伺いしたいと思います。建造物のところがちょっと疑問なのですが、例えば、ららぽーととか競馬場とか、これは指定の候補にもならないと思うのですが、全て建造物に分類されているものを候補にしていいのですか。

○事務局

例としてあげていただいた建造物は対象とはなり得ないのではないかと思っております。

指定については景観計画に「指定の方針」というのがありまして、読み上げますと、「船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物」、「地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物」、「地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物」と示されておりますので、それに照らし合わせながら選んでいこうと考えております。

○Ｃ委員

とりあえず建造物と寺社は全部入れたということですね。

○事務局

はい。

○Ｃ委員

もう一点、これに関連してなのですけれども、指定の件数の限度というか、仮に指定をどんどんしていって、修繕等が必要になって助成金の申請があった場合、件数が多くなると全部に対応できない可能性がありますよね。そういう場合が想定されるので、件数の限度みたいなものがあるのかどうかについて教えてください。

○事務局

件数の限度は今考えていないのですけれども、もし件数が増えた場合は、ヒアリングなどを行って、どれくらいになるか把握できれば、その額を予算要求していければと考えております。

○Ｃ委員

予算がかかるというか、費用がかかるのは、仮に修繕等の申し出があった場合ですよね。１０年間で１回しかできないというのは書いてありましたけれども、それも踏まえてトータルの件数というか、トータルの額は決まっていないのですか。助成額の上限というか。

○事務局

今のところ指定されている件数が残念ながらまだ３件ということですので、まずは増やしていきたいというのが当課の考えです。それが１００件、２００件と件数が増えてきたときの想定はまだできていないところでございます。

また、今考えているのは、例えば現在、指定されている灯明台等の例ですと、建造物に１回補助をして、１０年間助成をもう二度としないかというと、それはどうかと考えておりまして、例えば箇所が変わる、部位が変わるなどの場合は柔軟に対応していこうと考えているところでございます。

もう一つ、やはり指定が３件しかありませんので、まずは１件、２件と増やしていきたい。そこで助成金の件数や額が重なって予算要求が多額になったら、平準化は考えられるのかもしれないですけれども、１年間待っていただきたいとか、そういうことは考えられると思っていますが、まだそこまでは、考えていないところでございます。

○Ｃ委員

ありがとうございます。

○議長

ほかにいかがでしょうか。では、Ｄ委員。

○Ｄ委員

○○と申します。１５ページの「祭、イベント」、「その他」というところがございますけれども、今回の「建造物及び樹木」という項目の中にこれらが入っているのが、私にはちょっと解せないところです。これは別個扱いのものとして指定されて管理されるほうがスムーズにいくのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長

担当の説明がちょっと不十分であったようで、今、表にあるのは、「船橋の景観８０選」という中に挙げられている７９の項目を、とりあえず種別に分けて入れてみましたということで、オレンジの枠と緑の枠がついているところが建造物と樹木として指定する可能性があるかな。だからそこのところをまず攻めましょうという説明だったかと思うのですけれども、全体の説明のように聞こえてしまったので、ちょっと誤解があるかなと思います。いかがでしょうか、Ｄ委員。よろしいですか。

○Ｄ委員

はい。ありがとうございます。
○議長
Ａ委員、どうぞ。
○Ａ委員
○○と申します。前回から参加しているので、もしかしたらもうご説明が既にあったのかもしれないですけれども、現在指定されているのが３件だけということで、この３件が指定された経緯というのはどういったことなのでしょうか。
○事務局
まず、アンデルセン公園の風車が指定されているのですけれども、こちらの選定理由としては、「地域のシンボルとして広く市民に親しまれている建造物」であること。それから、船橋大神宮の灯明台については、「船橋のシンボルとして古くから多くの市民に親しまれている建造物」であること。それから、廣瀬直船堂は、「宿場町であった船橋の面影を今もなお残している建造物」であること。そういったところが指定の理由となっているところです。
○Ａ委員
分かりました。ありがとうございます。
○議長
手続き的には所有者から指定してくださいとなって、それを委員会でもんで決定するという手続きですよね。
○事務局
そのとおりです。所有者の同意が必要で、所有者からもありますし、こちらから働きかけたものもあります。
○議長
アンデルセン公園は市のものですが、個人で持っていらっしゃるのは、直船堂さんだけという形になるかと思います。既に８０選の中の玉川旅館はなくなってしまっていて、これがなくなったのは痛いですよね。次の候補はこれかなと思っていましたけれども。
ほかにいかがでしょうか。Ｅ委員、どうぞ。
○Ｅ委員
○○でございます。私も出席がなかなかかなわず、今までに既に議論されていることかもしれませんので、もしそうでしたらご指摘いただければと思います。
今ご説明をいただきましたパワーポイントの８スライド目になります。今回、景観重要建造物等の所有者の方が助成対象者ということですけれども、今もお話に出ましたアンデルセン公園の風車については、所有者が船橋市となるかと思います。そのまま素直に読みますと、船橋市が船橋市へという形になってしまうかと思うのですが、この辺り要綱の中でどのように整理をされているか、もしお考えがありましたらご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。
○事務局

所有が市のものは市の事業で修繕等を行いますので、助成の対象とは考えておりません。
○Ｅ委員
ありがとうございます。そうすると、特段その辺りは要綱には記載ございませんけど、ある意味自明のことという整理でよろしかったでしょうか。
○事務局
そうです。要綱の中で明記はしていないのですけれども、そのように考えております。
○Ｅ委員
かしこまりました。ご説明ありがとうございました。
○議長
助成対象者が助成をしてくれと言わなければ助成をしないという制度なので、船橋市が船橋市に助成をしてくれとは言わないという話かなと思います。
ほかにいかがでしょうか。
どうでしょう。今回、付議ですので、もうこれで最終決定というところに踏み込んでしまいますが、よろしい感じですか。
では、本件についてのご意見はこの辺にしたいと思います。よろしければ、議案第１号についてお諮りしたいと思います。原案のとおりとしてよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
○議長
異議なしと認めまして、本議案については原案のとおりと決します。ありがとうございました。
続きまして、第２号議案となりますが、こちらは非公開ということになります。大変申し訳ありません、傍聴人の方、ご退室をお願いいたします。
（傍聴人　退室）

― 議案第２号 ―
景観協定について【非公開】
※報告３は船橋市情報公開条例第７条第３号に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第２６条第２号に基づき非公開とした。

【閉会】
○事務局
事務局でございます。本日はご審議のほど、ありがとうございました。
次回の第７回船橋市景観総合審議会につきまして、開催する時期は未定でございます。ですけれども、来年度開会することは考えておりますので、詳細等が決まりましたらご連絡させていただきたいと考えております。
事務局からは以上になります。

○議長

ありがとうございます。

それでは、皆様、ご協力いただきまして１時間弱ということで終わりになるかと思います。本日はどうもありがとうございました。第６回船橋市景観総合審議会を閉会いたします。

９．資料・特記事項

（１）傍聴者配付用資料

・報告資料

（２）特記事項

特になし

１０．問い合わせ先

建設局都市計画部都市計画課景観係

０４７－４３６－２５２８